

鴨 川 市 水 道 事 業 運 営 委 員 会 次 第

日 時 平成 2 9 年 1 1 月 9 日 (木)

午後 1 時 3 0 分

場 所 鴨川市水道局 1 階 会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

(1) 平成 2 9 年度鴨川市水道事業会計補正予算 (第 2 号) について

4 その他

5 閉 会

鴨川市水道事業運営委員会委員名簿

任期：2年

期間：自 平成29年4月 1日

至 平成31年3月31日

氏 名	職 名	備 考
平 松 健 治	市 議 会 議 員	
庄 司 朋 代	〃	
刈 込 信 道	〃	
山 崎 美 保 子	識見を有する者	
川 上 正 利	〃	
梶 恵 子	〃	
村 尾 信 行	〃	
中 村 康 仁	〃	
満 田 秀 夫	〃	
高 梨 俊 和	〃	

議案第 号

平成 29 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 平成 29 年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事項	期間	限度額
浄水場維持管理業務委託料	平成 3 0 年度	297
電気・通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料	平成 3 0 年度	4, 458
水質検査業務に係る委託料	平成 3 0 年度	14, 491
土砂処理業務に係る委託料	平成 3 0 年度	34, 344
薬品等に係る購入費	平成 3 0 年度	53, 301

平成 29 年 12 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

議案第 号

平成 29 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

平成 29 年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

平成29年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書

1 工事関係

主要工事等については、以下のとおり実施し、水道水の安定供給に努めました。

○ 老朽管布設替工事他の契約（3本）

- ・ 配水管布設替等

＜日摺間地区配水管布設替工事＞ 下線は布設替

- ・ 更新その他

＜横渚浄水場監視制御設備更新工事、保台浄水場ろ過池洗浄装置修繕工事＞

2 業務関係について

業務関係については、給水契約数は上半期の9月末現在において、18,283件となり、前年同月と比較して、69件の増加となりました。

また、水道料金は、上半期の9月末現在において、合計603,411,019円となり前年同月と比較して8,529,216円、1.4パーセントの増加となりました。

主な原因として、給水契約件数の増加に伴い、基本料金収入が増加したこと、及び「家事用」の有収水量は昨年度に引き続き減少傾向であるが、「工場用」の有収水量が前年度と比較して24パーセント程度増加したことにより、従量料金収入が増加したことによるものです。

料金の収納状況については、上半期の9月末現在において、調定額701,954,850円で前年同月と比較して3,338,718円、0.5パーセントの増加となりました。収納額は、632,728,757円で前年同月と比較して8,057,142円、1.3パーセントの

減少となりました。

上半期合計有収水量は、2,241,532 立方メートルで、前年同月と比較して 27,670 立方メートル、1.2 パーセントの増加となりました。

上半期において有収水量は、前年度と比較して上回っているものの、過去5年間の上半期平均有収水量と比較すると 62,089 立方メートル減少しており、有収水量の減少傾向は今後も続くことが想定されます。

また、上半期合計給水量は 2,961,804 立方メートルで前年同月と比較して 161,084 立方メートル、5.8 パーセントの増加となりました。

主な原因として、管末残塩確保のための捨て水量及び漏水量の増加によるもので、上半期は有収水量と比較して給水量の増加が大きかったため、有収率は前年度と比較して 3.4 ポイント減少し、75.7 パーセントとなりました。

今後は、有収率の向上を図るため、管末残塩の定期的な確認及び捨て水量の調整並びに漏水探査等による漏水箇所の早期の発見及び修繕を実施するよう努めます。

3 経理関係について

経理関係については、上半期の事業収益において、営業収益は 606,399,720 円、営業外収益は、給水申込負担金等により 10,337,445 円となり、これらを合わせた事業収益は 616,737,165 円となりました。

また、上半期の事業費において、営業費用は 279,638,609 円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等により 52,673,259 円となり、これらを合わせた事業費は 332,311,868 円となりました。

上半期事業収益合計 616,737,165 円と上半期事業費合計 332,311,868 円との差引では 284,425,297 円の利益となり、前年同期と比較して 7,390,934 円増加となりました。

なお、下半期の収益的収支の見込みについて、収入においては、上半期は前年度と比較して有収水量は増加となったが、依然として有収水量の減少傾向は変わらないため、主たる収入となる水道料金も減少する可能性があり、今後も予断を許さない状況にあります。費用においては、施設の老朽化による修繕費の増加並びに給水量の増加による動力費、薬品費及び受水費の増加が見込まれ、ますます経営が厳しい状況となることから、今後もより一層効率的な事業運営に努めます。

平成29年度 上半期業務状況報告（主要工事等）

1	日摺間地区配水管布設替工事	(有)久保石油
2	横渚浄水場監視制御設備更新工事	昱(株)
3	保台浄水場ろ過池洗浄装置修繕工事	JFEアクアサービス 機器(株)

平成29年度上半期事業の概況

(平成29年4月～平成29年9月末)

※税抜

月	収益		①		費用		②		当月差引損益		①－②	
	平成29年度	平成28年度	比較	比較	平成29年度	平成28年度	比較	比較	平成29年度	平成28年度	比較	比較
4	99,927,799円	98,964,163円		963,636円	32,673,947円	33,282,284円	△	608,337円	67,253,852円	65,681,879円		1,571,973円
5	93,733,403円	98,301,142円	△	4,567,739円	53,336,943円	50,401,054円		2,935,889円	40,396,460円	47,900,088円	△	7,503,628円
6	99,097,719円	97,354,945円		1,742,774円	52,201,473円	49,282,768円		2,918,705円	46,896,246円	48,072,177円	△	1,175,931円
7	96,728,766円	96,183,380円		545,386円	46,485,035円	50,524,843円	△	4,039,808円	50,243,731円	45,658,537円		4,585,194円
8	109,946,402円	107,012,775円		2,933,627円	47,123,771円	44,347,930円		2,775,841円	62,822,631円	62,664,845円		157,786円
9	117,303,076円	107,633,859円		9,669,217円	100,490,699円	100,577,022円	△	86,323円	16,812,377円	7,056,837円		9,755,540円
合計	616,737,165円	605,450,264円		11,286,901円	332,311,868円	328,415,901円		3,895,967円	284,425,297円	277,034,363円		7,390,934円
		前年度比較		1.9%		前年度比較		1.2%		前年度比較		2.7%

月	給水量			有収水量			有収率		
	平成29年度	平成28年度	比較	平成29年度	平成28年度	比較	平成29年度	平成28年度	比較
4	476,495㎡	453,150㎡	23,345㎡	367,021㎡	356,845㎡	10,176㎡	77.0%	78.7%	△ 1.7
5	471,777㎡	442,998㎡	28,779㎡	345,994㎡	346,578㎡	△ 584㎡	73.3%	78.2%	△ 3.9
6	491,977㎡	457,481㎡	34,496㎡	366,142㎡	358,968㎡	7,174㎡	74.4%	78.5%	△ 4.0
7	481,101㎡	441,231㎡	39,870㎡	356,199㎡	355,013㎡	1,186㎡	74.0%	80.5%	△ 1.5
8	526,684㎡	500,731㎡	25,953㎡	407,984㎡	397,502㎡	10,482㎡	77.5%	79.4%	△ 1.9
9	513,770㎡	505,129㎡	8,641㎡	398,192㎡	398,956㎡	△ 764㎡	77.5%	79.0%	△ 1.5
合計	2,961,804㎡	2,800,720㎡	161,084㎡	2,241,532㎡	2,213,862㎡	27,670㎡	75.7%	79.0%	△ 3.4
		前年度比較	5.8%		前年度比較	1.2%			

月	給水契約数			水道料金 (税抜)		
	平成29年度	平成28年度	比較	平成29年度	平成28年度	比較
4	18, 393件	18, 350件	43件	99, 052, 590円	96, 381, 765円	2, 670, 825円
5	18, 269件	18, 261件	8件	92, 793, 537円	92, 855, 339円	△ 61, 802円
6	18, 272件	18, 228件	44件	98, 638, 360円	96, 342, 593円	2, 295, 767円
7	18, 272件	18, 200件	72件	96, 298, 215円	95, 748, 180円	550, 035円
8	18, 290件	18, 221件	69件	109, 575, 830円	106, 557, 231円	3, 018, 599円
9	18, 283件	18, 214件	69件	107, 052, 487円	106, 996, 695円	55, 792円
合計	-	-	-	603, 411, 019円	594, 881, 803円	8, 529, 216円
		前年度比較	0. 4%		前年度比較	1. 4%

料金収入の状況 (※税込)

月	調定額			収納額			収納率		
	平成29年度	平成28年度	比較	平成29年度	平成28年度	比較	平成29年度	平成28年度	比較
4	157,188,391円	159,998,905円	△ 2,810,514円	21,756,574円	22,910,882円	△ 1,154,308円	13.8%	14.3%	△ 0.5
5	257,444,017円	260,280,888円	△ 2,836,871円	207,589,346円	192,096,456円	15,492,890円	80.6%	73.8%	6.8
6	363,971,878円	364,461,126円	△ 489,248円	314,358,739円	302,185,106円	12,173,633円	86.4%	82.9%	3.5
7	467,985,854円	467,962,409円	23,445円	404,930,662円	396,388,730円	8,541,932円	86.5%	84.7%	1.8
8	586,332,899円	583,052,360円	3,280,539円	534,878,323円	526,860,075円	8,018,248円	91.2%	90.4%	0.8
9	701,954,850円	698,616,132円	3,338,718円	632,728,757円	640,785,899円	△ 8,057,142円	90.1%	91.7%	△ 1.6
		前年度比較	0.5%		前年度比較	△ 1.3%			

南房総地域末端給水事業体の統合 県内水道の統合・広域化

参考 1 - 1

資料2

水道用水供給事業給水対象区域図

1 県内水道の概況

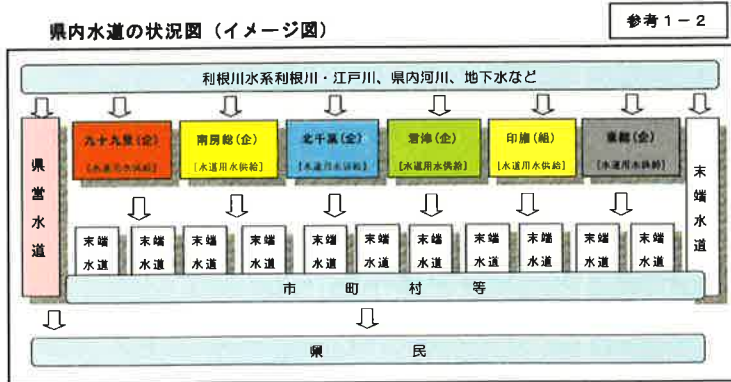
- ① 県内には、県営水道のほか、市町村等が企業団方式で経営する6つの水道用水供給事業体がある。(参考1-1)
- ② 県営水道は昭和9年に創設し、昭和11年から給水開始。現在、市原市以西の東京湾沿いの11市を対象に末端給水事業まで行っている。
※11市のうち7市(千葉市、市原市、松戸市、習志野市、成田市、印西市、白井市)は県営水道と市営水道が併存し、4市(市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市)は水道事業を行っていない。
- ③ 県営水道以外の地域では、昭和40年代後半から企業団方式で水道用水供給事業が開始され、現在、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合、東総広域水道企業団、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団、君津広域水道企業団の6つの水道用水供給事業体が末端の水道事業体に水を供給している。(参考1-2)
- ④ 本県は、地理的、地形的要因から、全体として水資源に恵まれていないが、特に、九十九里地域、南房総地域は水資源が乏しく、巨額の投資を行って利根川から水を獲得したこと(房総導水路)などから、他の地域に比べ水道用水供給料金が高くなっている。
- ⑤ 九十九里地域においては、九十九里地域水道企業団の創設段階から、水道用水供給料金が高くなり、ひいては、末端給水料金が上がることが見込まれていたため、地域との協議の結果、県営水道との比較において、水道料金の低減化と格差是正を図る目的で、全県的に末端給水事業体を対象として、昭和52年度に全国的に例のない市町村水道総合対策事業補助金が設けられた。(参考1-3)
- ⑥ 平成27年4月現在、市町村水道総合対策事業補助金の交付後においても、県内で末端給水料金が最も高い勝浦市と最も安い八千代市との間には、約3倍の格差がある。(参考1-4)



県内6用水供給事業体(26年度決算)

	北千葉(企)	東総(企)	君津(企)	印旛(組)	九十九里(企)	南房総(企)
給水原価(円/㎡)	58	142	105	146	144	233
供給単価(円/㎡)	77	168	123	174	163	256

※給水原価(円/㎡)……水を1㎡つくるのに必要な経費
※供給単価(円/㎡)……末端給水事業体に供給した1㎡あたりの収益



県内水道事業の家庭用水道料金(抜粋)
(平成29年4月1日現在) 参考 1 - 4
単位: 円

事業体	料金	1m3当たり料金
1 八千代市	1,771	88.55
6 千葉県水道局	2,640	132.00
18 南房総市	3,790	189.50
18 三芳水道	3,790	189.50
25 いすみ市	3,963	198.15
35 鴨川市	4,482	224.10
38 御宿町	4,644	232.20
41 大多喜町	4,902	245.10
42 鋸南町	4,914	245.70
44 勝浦市	5,291	264.55
事業体平均	3,682.39	184.12
(上水道事業のみ平均)	3,640	182.00

※「料金」には、メーター使用料金及び消費税を含む。
口径13mmにおける1ヵ月20m3を使用した場合。
「事業体平均」は41事業体46事業、「上水道のみ」は41事業体43事業の単純平均である

県内水道の統合・広域化の検討経緯

- ① 県内水道の統合・広域化については、平成13年11月第18回千葉県行政改革推進委員会において、
- ・抜本的に水道事業のあり方を検討すべきである
 - ・水道事業も市町村との役割分担を考えるべき
 - ・水道局も大きな視野の中で新しい役割を検討する時期である
- などの意見が示されたことを受け、その後、庁内検討会議、地域での検討会、有識者による会議で検討が進められた。
- ② 平成19年2月に示された有識者会議の「提言」を踏まえ、平成22年3月に「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」（参考2）等を公表した。
- ③ 「当面の考え方」では、リーディングケースとして、県営水道と九十九里地域・南房総地域の用水供給事業体の統合を進めることとした。
- ④ 平成22年6月県内水道の統合等に係る意向確認及びアンケート結果において、関係事業体から水道料金のあり方などについて様々な意見が示されたことから、この意見を踏まえ、県水道局との打合せや庁内関係課検討会議などを実施してきた。
- ⑤ 平成24年度は、用水供給料金平準化の影響額を試算するため、県水道局及び県内6用水供給事業体に対し、長期財政収支見通し調査を行った。
- ⑥ 平成25年5月、リーディングケースについて、庁内会議等での検討結果を踏まえ「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」を作成し、関係市町村等へ提案した。
- ⑦ 平成25年11月、「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」について、意向確認とアンケートを実施した。
- ⑧ 平成26年3月、リーディングケースについて、関係市町村等への意向確認結果を踏まえ「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」の修正案を作成し、関係市町村等へ提案した。

- ⑨ 平成26年5月～8月、担当課長会議、末端給水事業体の統合・広域化に関する研修会、市町村長への直接説明などの協議を経て、9月以降、地域ごとに、末端給水事業体の統合に関する勉強会が立ち上げられ、統合効果などの検討が進められた。
- ⑩ 平成27年7月、「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）【修正案】」に係る最終意向確認を実施したところ、九十九里・南房総地域の関係市町村等（全27団体）から「賛成」の回答が得られた。
- ⑪ 平成28年3月、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団、県水道局、県水政課などによる実務担当者による検討会議を設置。

年 月	内 容
H13.11	第18回千葉県行政改革推進委員会
H14.1～	県内水道問題協議会（庁内検討会議）
H15.7～H17.3	県内水道のあり方に関する検討会（地域での検討会）
H17.7～H19.2	県内水道経営検討委員会（有識者による会議）
H19.2	「これからの千葉県内水道について〔提言〕」取りまとめ
H22.3	「 県内水道の統合・広域化の当面の考え方 」等を公表
H22.6	意向確認・アンケート結果を公表
H22.6～	県水道局との打合せ、庁内関係課検討会議
H24.8	用水供給料金平準化の試算のための長期財政収支見通し調査 県水道局及び県内6用水供給事業体を対象
H25.5	「 県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案 」を作成
H25.11	リーディングケース関係市町村等に対し「進め方（取組方針）案」に関する意向確認・アンケートを実施
H26.3	「 県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案 」の修正案を作成
H26.5～8	担当課長会議、末端給水事業体の統合・広域化に関する研修会、市町村長への直接説明を実施
H27.1	関係事業体に対し「末端給水事業体の統合・広域化に関する勉強会の進捗状況等に係るアンケート」を実施
H27.3	「 県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）【修正案】 」における、基本的な方向性に係る意向確認を実施
H27.7～9	「 県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）【修正案】 」における、最終意向確認を実施した結果、 <u>九十九里・南房総地域の関係市町村等（全27団体）から「賛成」の回答が得られた。</u>
H28.3～	実務担当者による検討会議（九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団、県水道局、県水政課、県庁内関係課等）

県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）

平成27年9月
千葉県

県では、平成22年3月に「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合の考え方」を公表し、県内各地域の市町村等に対して、意向確認・アンケート調査を実施したところ、地域の実情に応じ、様々な意見が示された。

その後、県では、市町村等からの意見を踏まえ、用水供給料金を平準化した場合の財政措置のあり方や中・長期的な影響を含む今後の財政収支見通しなどの検討を進めてきたところである。

県としては、「当面の考え方」、「統合の考え方」を基本としつつ、その後の検討結果を踏まえ、今後の県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）を次のとおりとする。

1. 基本的な考え方

（1）統合・広域化の目的

統合・広域化の目的は、水道事業体の運営基盤の強化、水質事故・震災など災害等の緊急時対応、技術の確保・継承、合理的な施設の整備・更新、用水供給料金の格差縮小など一つの事業体では解決し得ない様々な課題に広域的に対処し、安全で良質な水を将来に渡り、安定的に供給していくことにある。

（2）県内水道の目指す姿

- 県は、広域自治体として、広域的な水源の確保及び水道用水供給事業を担い、市町村は、基礎自治体として、住民生活に密接なサービスである末端給水事業を担うことを基本とする。
- この基本的な考え方に基づき、県は、県内水道用水供給事業体の水平統合を目指すこととし、まずは、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合をリーディングケースとして進めていく。
その他の地域（北千葉地域、東総地域、君津地域、印旛地域）との統合・広域化については、それぞれの地域の実情に配慮しつつ、市町村等と十分な対話を行い、合意形成を図りながら進めていく。
- 併せて、統合・広域化の目的を達成していくためには、市町村等が担う末端給水事業についても、運営基盤（技術力・経営力・財務力）の強化を図ることが重要であることから、統合・広域化の促進、支援に取り組む。
- また、県としては、以上の考えを踏まえ、県内水道のあり方に関する方向を示す水道整備基本構想（千葉県版地域水道ビジョン）等の策定に取り組む。

2. リーディングケースの進め方

リーディングケースの進め方については、以下の手順により、段階的に進める。

【第1ステップ：経営統合】

- 水道用水供給事業を行う経営主体は、各企業団から県営水道に変わるが、従来どおり地域（九十九里地域・南房総地域）別の事業での運営を基本とする。（用水供給料金は事業単位で算定する。）
- 県及び市町村の一般会計からの実質負担額については、市町村水道総合対策事業補助金を含め、現行と同水準を基本とする。（市町村水道総合対策事業補助金は原則として継続する。）
- 用水供給料金については、システム改修などの初期投資費用が掛かることから、経営統合後すぐに引下げることが困難と考えられるが、その後、管理部門の集約など統合効果が生じれば、引下げに努めていく。
- 関係市町村等において、末端給水事業体の統合・広域化の合意を前提として、第1ステップ（経営統合）に進む。統合の枠組みは、九十九里地域（山武市水道を含む）・南房総地域ごとに、関係市町村等と協議をしていく。
- 末端給水事業の統合に当たっては、水道事業の広域化に資する生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）を活用する。交付金の対象とならない初期投資費用などについては、県として短期的な補助制度を検討する。

【第2ステップ：事業統合】

- 経営統合の段階で、運営基盤の強化等を図った上で、用水供給料金の平準化に向け、事業統合を目指す。（各事業の会計を一つにする。）
- 用水供給料金の平準化に必要な財政措置については、試算の結果、多額な負担が見込まれることから、九十九里地域・南房総地域に支出している市町村水道総合対策事業補助金相当額の活用を前提として、コスト縮減等による統合効果も加味した上で、なお不足する額については、県及び九十九里地域・南房総地域の市町村において負担する。市町村の負担額については、九十九里地域・南房総地域ごとに平準化に必要な所要額を算定する。
- 用水供給事業体の第1ステップ（経営統合）後、5年を目途に末端給水事業体を統合し、第2ステップ（事業統合）に進む。

3. その他

- 九十九里地域・南房総地域の関係市町村等の理解が得られれば、経営統合前に実務担当者による検討会議を設置し、より具体的な進め方や諸課題の協議を経た後、「（仮称）統合協議会」を設置する。
- リーディングケースにおける合理的な施設の整備・更新（両企業団と県営水道との施設整備水準など）、両企業団の職員の身分等の課題については、経営統合前の協議により、合意形成を図っていく。

県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）について

県では、九十九里・南房総地域の用水供給事業体と県営水道との統合（リーディングケース）の進め方について、「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」を示し、関係市町村等と協議を進めてまいりましたが、平成27年7月、最終意向確認を実施したところ、全ての関係市町村等から合意が得られました。

この合意された取組方針に基づき、統合・広域化の検討を更に進めてまいります。

リーディングケースの進め方

◎ 経営統合（第1ステップ）から事業統合（第2ステップ）へ段階的に進めていく。

【第1ステップ：経営統合】

- ・ 県が従前の地域（県営水道地域、九十九里地域、南房総地域）別で事業を運営する。
- ・ 県及び市町村の一般会計の負担は現行と同水準を基本とする。

【第2ステップ：事業統合】

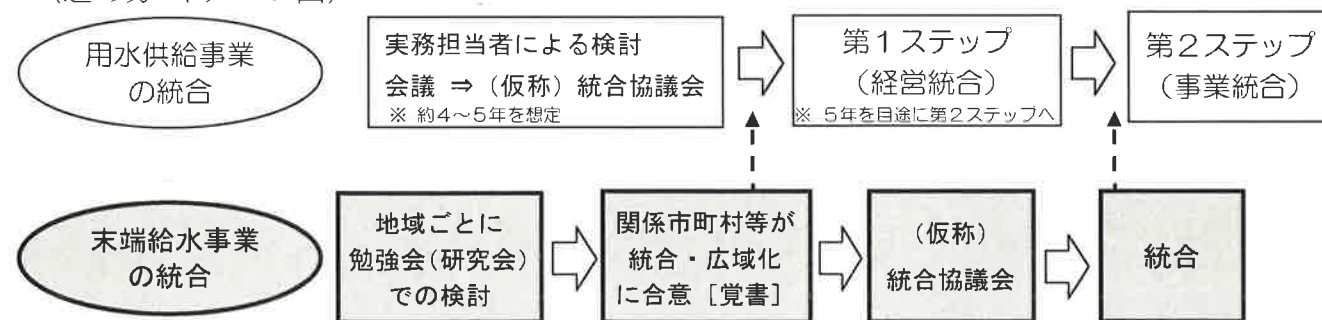
- ・ 事業（会計）を一本化し、用水供給料金の平準化を図る。
- ・ 用水供給料金平準化のために必要となる新たな財政措置については、県と九十九里・南房総地域の市町村で負担する。

◎ 統合の効果を地域全体で享受するため、リーディングケースの協議と併行して、末端給水事業体の統合についても検討を進める。

- ・ 末端給水事業体の統合について、関係市町村等が合意することを前提に、第1ステップ（経営統合）に進む。
- ・ 末端給水事業体の統合後、第2ステップ（事業統合）に進む。
- ・ 末端給水事業体の統合・広域化を推進するとともに、リーディングケースの事業統合効果を活かすため、県として、末端給水事業体の統合時、初期投資費用などについて短期的な補助制度を検討する。

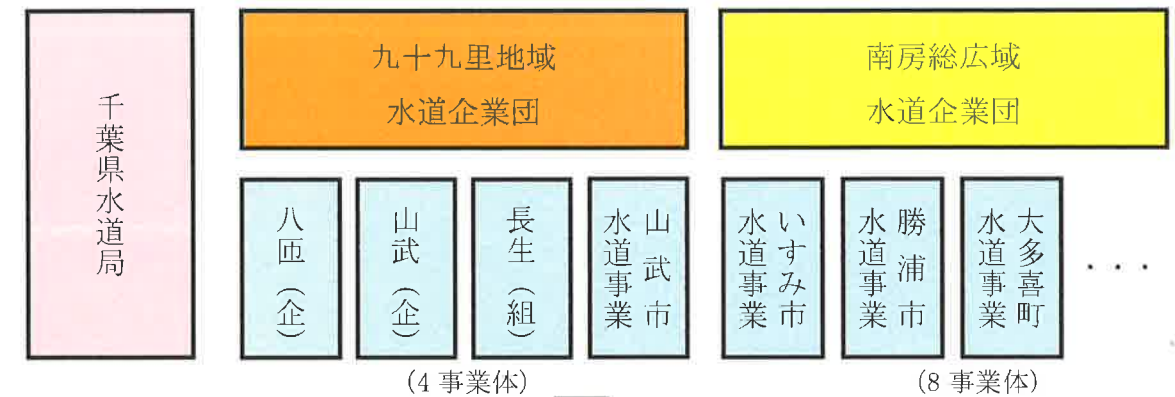
今後の取組み

（進め方 イメージ図）

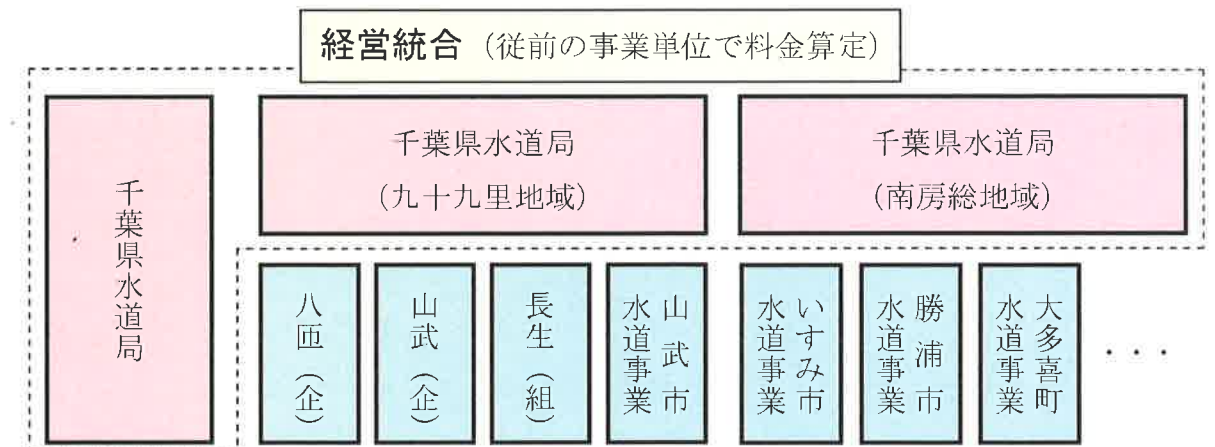


県内水道用水供給事業の統合（リーディングケース）の進め方（イメージ）

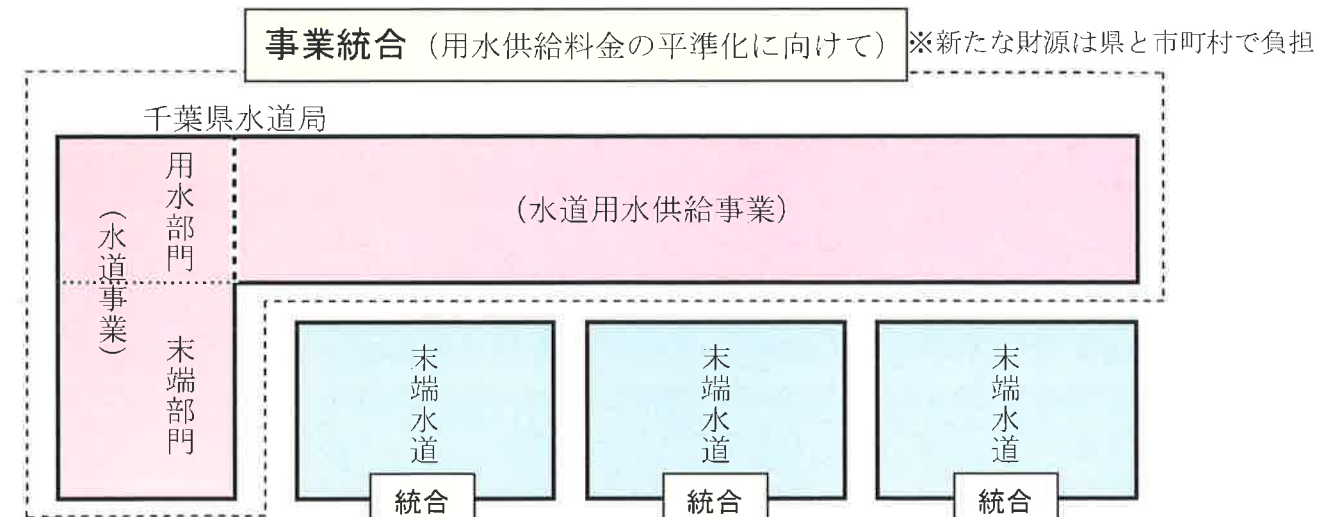
<現 状>

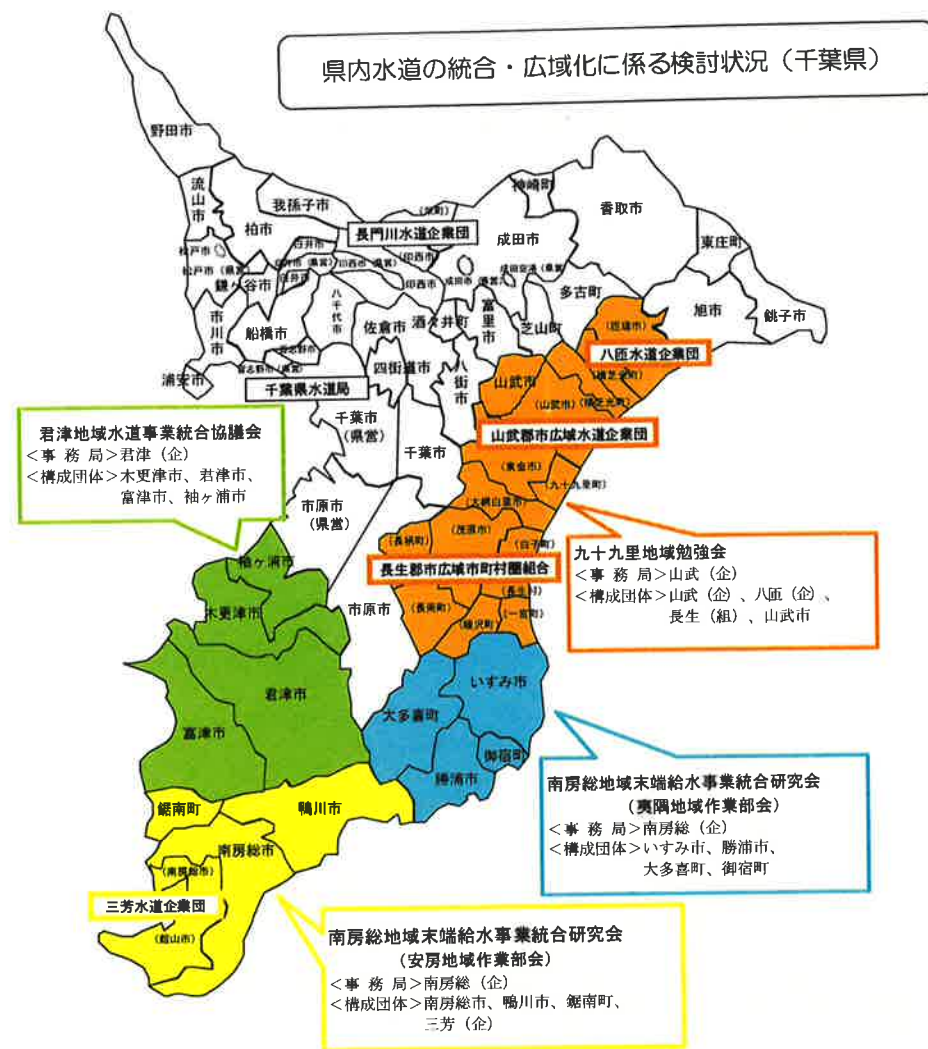


<第1ステップ>



<第2ステップ>



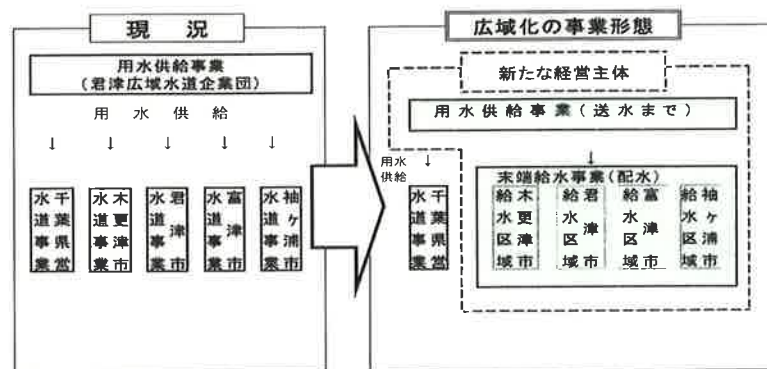


君津地域水道事業統合・広域化の概要

○ 検討の経緯

年 月	内 容
H19.2	「県内水道経営検討委員会」からの提言
H19～H22	「君津地域水道事業のあり方検討会」による検討 ※統合を判断するまでには至らなかった。
H23～24	「君津地域水道事業統合研究会」の設置（H23.10） ※覚書を締結するための広域化基本計画書（案）を取りまとめた。
H25.10	四市首長及び企業団企業長により、統合の覚書を締結
H26.2	「君津地域水道事業統合協議会」の設置
H26～	平成28年中の基本協定の締結を目指し、検討を進めているところ。
H29.10	四市首長、企業団企業長及び千葉県知事により、基本協定を締結 （平成31年1月広域連合設立、平成31年4月事業統合）

○ 君津地域における統合のイメージ



市町村水道総合対策事業補助金について

参考1-3

○ 目的

市町村等が経営する水道事業に対し補助することにより、水道料金の格差を是正し、住民負担の軽減を図るとともに、経営の健全化を促進することを目的に、昭和52年度から実施。

※ 水道料金格の差是正のために、全県的な補助を実施しているのは千葉県のみ

○ 補助要件

- 市町村等が経営する水道事業において給水原価が県水道局の前年度の給水原価を超えていること
- 市町村一般会計から水道事業会計へ高料金対策として繰出があること
 - ※ 給水原価：水1m³をつくるのに必要な経費

○ 平成28年度補助額

- 補助実績 約27億円
 - ※ 昭和52年度からの補助累計では、約1,172億円となる
- 補助対象 20事業体

市原市、八街市、富里市、白井市、印西市、長門川水道企業団、香取市、神崎町、東庄町、八匠水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域水道企業団、山武市、大多喜町、いすみ市、御宿町、鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団

- 補助効果（給水原価ベース）

県補助金と市町村一般会計からの繰出金を合わせて約75円/m³の引下げ